現行

改正後

(趣旨)

第1条 この告示は、市が徳島県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事。以下<u>第3条において</u>「工事」という。)における入札及び契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図るために実施する入札後審査方式一般競争入札に関して必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第5条 入札後審査方式一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加 資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者と し、その旨を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項に おいて明らかにするものとする。

(1)~(6) (略)

- (7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負対象額が<u>3,500万円</u>(建築一式工事については、<u>7,000万円</u>) 以上の場合)
- (8) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。(下請代金の総額が4,000万円(建築一式工事につ

(趣旨)

第1条 この告示は、市が徳島県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事。以下_______「工事」という。)における入札及び契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図るために実施する入札後審査方式一般競争入札に関して必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第5条 入札後審査方式一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加 資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者と し、その旨を入札公告及び入札後審査方式一般競争入札の共通事項に おいて明らかにするものとする。

(1)~(6) (略)

- (7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負対象額が<u>4,000万円</u>(建築一式工事については、<u>8,000万円</u>) 以上の場合)
- (8) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。(下請代金の総額が4,500万円(建築一式工事につ

いては、6,000万円)以上になることが予想される場合)

(9) · (10) (略)

(入札関係書類)

第7条 入札関係書類は、入札公告を除くもののほか、次のとおりとする。 (1)~(5) (略)

(6) 入札概要書

(設計図書等の閲覧等)

第8条 (略)

 $2\sim 4$ (略)

5 入札後審査方式一般競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、設計図書等について質問があるときは、質問事項を記載した書面(以下「質問書」という。)を<u>持参又は郵送により</u>提出することができる。この場合において、質問書の<u>提出期間及び提出場所</u>については、入札公告において明らかにするものとする。

6 (略)

7 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出締切日の3日前(市の休日(美馬市の休日を定める条例(平成17年美馬市条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)は含まない。)までとする。この場合において、質問に対する回答書の閲覧は、原則として電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出締切日の前

いては、7.000万円)以上になることが予想される場合)

(9) • (10) (略)

(入札関係書類)

第7条 入札関係書類は、入札公告を除くもののほか、次のとおりとする。 (1)~(5) (略)

(設計図書等の閲覧等)

第8条 (略)

 $2\sim 4$ (略)

6 (略)

7 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出締切日の4日前(市の休日(美馬市の休日を定める条例(平成17年美馬市条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)は含まない。)までとする。この場合において、質問に対する回答書の閲覧は、原則として電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出締切日の前

日(市の休日に当たるときは、その前日とする。)までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。

日(市の休日に当たるときは、その前日とする。)までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。